障害者基本法に関する意見

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

1. 基本的性格について

- 2) 障害者基本法 (以下、基本法) に積極的な役割を求める場合、基本法の役割 は日本国憲法及び国連障害者権利条約 (以下、権利条約) の規定を障害福祉分野 の法令、施策に具体化することにあると考えます。その意味で、
- ・他の基本法(教育基本法や男女雇用機会均等法など)にあるように「日本国憲法の理念に則る」といった明文規定と、それに加えて「国連障害者権利条約を誠実に関する」、といった明文規定と、それに加えて「国連障害者権利条約を誠実に関する」規定が必要と考えます。

工夫が必要ですが、「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が 世いてい 制定されなければならない」(教育基本法)、「施策を実施するため必要な法制上又 は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」(環境基本法)といった規定 が必要と考えます。

3) 基本法の性格によって、「障害者差別禁止法」の形は大きく変わってくると考えます。その意味で、基本法の性格は、「障害者差別禁止法」の在り方を視野に入れて議論すべきと考えます。包括的な差別禁止法を想定した場合は、障害や差別の定義は基本法に規定されるとしても、差別是正の仕組みや権利教済の手続き規定は参照禁止法に対している。 をいかが さいないかと考えます。他方、個別分野ごとに差別禁止法類似の法律を作っていく場合は、差別是正の仕組みや権利教済の手続き規定

2. 定義規定について

1) 定義規定については、権利条約の定義規定や関連条文を最大限尊重すべきと考えます。権利条約の第2条「定義」は「コミュニケーション」、「言語」、「障害に基づく差別」、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」しか規定していませんので、その他に定義規定が必要な概念としてどのようなものがあるか議論が必要と考えます。(例えば、アクセシビリティや個人のインテグリティなどは権利条約では独立

条文となっていて、定義規定にはありません。)また、日本障害フォーラム(JDF)と政府との権利条約にかかわる意見交換会で、条約条文の解釈についても議論が行われてきましたので、権利条約を解釈した定義規定も必要と考えます。例えば、権利条約では「コミュニケーション」の定義に「display of text」(文字表示)、「written」(筆記)という言葉がありますが、基本法の定義ではコミュニケーション手段の一つとして「要約筆記」の文言を入れるべきと考えます。

- 3) 差別の定義については、3 類型の定義規定を入れることが望ましいと考えます。

3. 基本的人権について

障害者であっても、普通の人と同等の基本的人権を享有し、特別な権利を享受 するわけではありませんので、日本国憲法の規定と人権規定を持っている他の法律との整合が必要と考えます。

しょうがいしゃ きほんてきしさく 4. 障害者に関する基本的施策

- 2) 政治参加、司法参加などについては、障害者差別禁止法の守備範囲をどうのように考えるかによりますが、権利性とその教済の仕組みを明確にするためには ように考えるかによりますが、権利性とその教済の仕組みを明確にするためには 障害者差別禁止法に盛り込む方が適当ではないかと考えます。
- 4) 基本法には調査・統計の実施についての規定を加えるべきと思います。全ての にようがいしゃしまく 障害者施策は、正確な且つ継続的な実態調査を基礎に計画立案される必要がありま す。障害者の定義の見直しを早急に実施し、新たな範囲の障害者を対象とした とこれる必要がありま